

インフォームド・コンセントと医療紛争 (総論)



顧問弁護士
ピーすなう法律事務所
魚住 昭三

1. 始めに

(1) 弁護士が相談を受ける医療紛争には、医療者と患者・家族の間の認識(予測・予期など)の齟齬や誤解に基づくもの、かなり見受けられます。もちろん、「3時間待ちの3分医療」インフォームド・コンセントが診療報酬に反映されていないこと」などに代表されるように、医療現場の現実には、インフォームド・コンセントの実践を容易に受け入れられない要因や事情がかなり残っています。

(2) しかし、医療訴訟は、訴えを提起する患者側にとつても、訴えを起こされる医療者側にとつても、時間と労力と費用を要し、その金銭的負担や精神的負担は相当なものになります。そこで、今回は、医療紛争・訴訟を防止するための手段は、

2. 認識の齟齬

皆様も、日々のご経験からお分かりのように医療とは本来、不確実なものです。しかし、この点について、患者と医師の認識には大きなずれがあります。

(1) 患者

現代医学は万能で、あらゆる病気はたちどころに発見され、適切な治療を受ければ、まず死ぬことはない。医療にリスクを伴ってはならず、100パーセント安全が保障されなければならぬ。善い医師による正しい治療では有害なことは起こり得ず、もし起こったなら、その医師は非難されるべき悪い医師である。

(2) 医師

人間の体は非常に複雑なものであり、人によって差も大きい。医学は常に発展途上のものであり、変化し続けている。医学には限界がある。

医療行為は、生体に対する侵襲(身体へのダメージ)を伴うため、基本的に危険である。しかも、医療は、何時でもすべてに対応できるような体制をとれない(小林秀樹『医療の限界』「新潮新書・2007」参照)。

3. 医療者は、患者・家族に対し、「医療とは、本来、不確実なもの」ということを、そのインフォームド・コンセント(説明義務の履行)の過程において積極的に説明してきたのでしょうか。

インフォームド・コンセントは「懇切丁寧な説明を受けた」と望む患者と、十分な説明を行うことが医療提供の重要な要素であるとの認識を持つ医療従事者が協力し合う医療環境を築くことが目標なのである。インフォームド・コンセントとは、医療に制約を加えようとするのではなく、医療従事者の知識と技能を最大限に発揮するための環境づくりであり、医療行為の基本的な要素であり、態度である。(旧厚生省の「インフォームド・コンセントの在り方に関する検討会報告書」平成7年6月)。

4. まとめ

確かに、インフォームド・コンセントの実践は、医療紛争を回避することを直接の目的とするものではないかもしれません。しかし、「より良い医療」を目的としたインフォームド・コンセントを実践することによって、医療者と患者・家族との間の信頼関係を成熟し、当該医療のリスク等に関する認識(予測・予期など)のズレが生じることを防ぎ、結果的に不必要な医療紛争を避けることができるのです。

そして、医療者と患者・家族との間に一定の信頼関係が形成されているときには、仮に医療者側に何らかのミスが認められる場合であっても、医療賠償保険を前提とする示談・和解で終ることが多く、感情的になつて医療紛争が訴訟にまで行き着くことは少ないといえます。

【参照文献】

『裁判例から学ぶインフォームド・コンセント―患者と医療をつなぐために―』(福岡博孝・増嶋英明著(株)民事法研究会 平成27年8月8日発行)

バックナンバーをHPで公開中

協会HPトップ→「長崎保険医新聞」→「医師・歯科医師のための法律相談」からご覧いただけます。